

平成22年度

函館市健全化判断比率および
資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

函 監

平成 2 3 年 8 月 2 9 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市監査委員 近 江 茂 樹

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

平成 2 2 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 2 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

[意見書編]

ページ

平成22年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の要領	1
4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
① 実質赤字比率	2
② 連結実質赤字比率	3
③ 実質公債費比率	4
④ 将来負担比率	5
(3) まとめ	6

平成22年度函館市資金不足比率審査意見

函館市地方卸売市場事業特別会計	7
函館市風力発電事業特別会計	8
函館市水道事業会計	9
函館市温泉事業会計	10
函館市公共下水道事業会計	12
函館市交通事業会計	13
函館市病院事業会計	14

[資料編]

健全化判断比率および資金不足比率審査資料

平成22年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

区 分	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率 (%)	—	11.25	20
② 連結実質赤字比率 (%)	—	16.25	30
③ 実質公債費比率 (%)	8.2	25	35
④ 将来負担比率 (%)	109.6	350	なし

※ ②連結実質赤字比率における財政再生基準については、経過措置として平成22年度決算の比率は40%、平成23年度決算の比率は35%である。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き発生していない。

また、前年度に比較すると一般会計において、黒字が増加したことなどから、算定式に基づく実質赤字比率は、下記表のとおり0.11ポイント上回っている。

なお、平成21年度決算における実質赤字比率は、中核市41市および道内主要都市8市では発生していない。（健全化判断比率および資金不足比率審査資料（以下「審査資料」という。）9ページから10ページ参照）

○ 実質赤字比率の推移

区 分	平成22年度		平成21年度		平成20年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
実質赤字比率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 実質黒字比率 赤字〕	(△1.35)	(△0.11)	(△1.24)	(△0.15)	(△1.09)

※ 黒字はマイナス（△）表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

② 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、発生していない。

また、前年度に比較すると病院事業会計において、資金不足額が減少したほか、国民健康保険事業特別会計において、実質赤字額が減少したことなどから、連結の実質収支は黒字に転じ、算定式に基づく連結実質赤字比率は、下記表のとおり3.91ポイント改善している。

なお、平成21年度決算における連結実質赤字比率は、中核市では2市で発生し、道内主要都市8市では2市で発生している。（審査資料9ページから10ページ参照）

○ 連結実質赤字比率の推移

区 分	平成22年度		平成21年度		平成20年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
連結実質赤字比率	—	皆減	0.41	皆増	—
〔算定式に基づく 実質黒字比率 赤字〕	(△3.50)	(△3.91)	(0.41)	(0.53)	(△0.12)

※ 黒字はマイナス（△）表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C＝連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B＝標準財政規模

③ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は8.2%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。

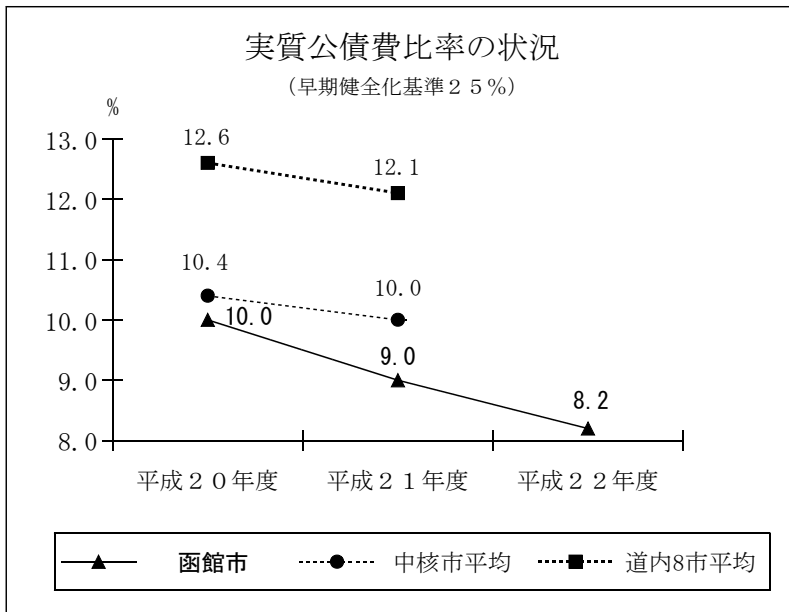
実質公債費比率は、過去3か年平均で算出しており、これらを単年度で見ると平成20年度が9.5%、平成21年度が7.5%となり、平成22年度は7.8%で前年度と比べ0.3ポイント悪化している。

これは、地方債の元利償還金が増加したことなどが要因として考えられるが、当該比率を3か年平均すると下記表のとおり0.8ポイント改善している。

なお、平成21年度決算における実質公債費比率は中核市平均では10.0%であり、道内主要都市8市平均では12.1%である。（審査資料9ページから10ページ参照）

○ 実質公債費比率の推移

区 分	平成22年度		平成21年度		平成20年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
実質公債費比率	8.2	△0.8	9.0	△1.0	10.0



※ 中核市は41市の平均であり、道内主要都市8市は8市の平均である。

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の3か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金

F = 特定財源（地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

④ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は109.6%であり、早期健全化基準の350%を下回っている。

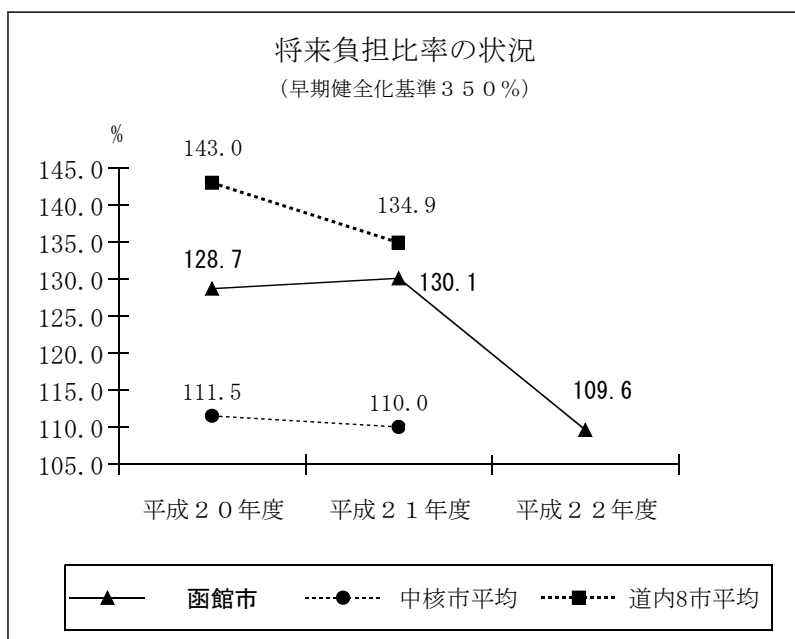
また、前年度に比較すると、地方債現在高および退職手当負担見込額が減少したことなどから、将来負担比率は、下記表のとおり20.5ポイント改善している。

なお、平成21年度決算における将来負担比率は中核市では、うち4市で発生がなく、37市の平均は110.0%であり、道内主要都市8市平均では134.9%である。

(審査資料9ページから10ページ参照)

○ 将来負担比率の推移

区 分	平成22年度		平成21年度		平成20年度
		対前年度比較		対前年度比較	
将来負担比率	109.6 %	ポイント △20.5	130.1 %	ポイント 1.4	128.7 %



※ 中核市は37市の平均であり、道内主要都市8市は8市の平均である。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

- ト： 連結実質赤字額
チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
I = 充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）
J = 特定財源見込額
K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
B = 標準財政規模
G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(3) ま と め

以上が当年度における健全化判断比率の概要であるが、前年度に比較すると実質赤字比率については対象となる会計の実質収支額の合計が、前年度に引き続き黒字となったことから、当該比率は発生していない。

連結実質赤字比率については、対象となる会計の実質収支額および資金過不足額の合計が、前年度の赤字から黒字に転じたことから、当該比率は発生していない。

実質公債費比率については、0.8ポイント改善され8.2%となった。

将来負担比率については、対象となる会計の将来負担額が減少したことなどから、当該比率は20.5ポイント改善し109.6%となった。

本年度の健全化判断比率が昨年度と比べ改善がみられたことは、一定の評価ができるところであるが、本市において長期的な行財政を展望するにあたり、今後とも少子・高齢社会の進行さらには人口減少が続くものと推測され、それに伴い市財政の根幹を成す税収の減少が懸念されることである。

したがって、今後予定されている大型プロジェクトの実施については、将来を見通したビジョンのもと、計画的に進められるとともに、市債の借入と償還のバランスに留意しながら、緊急度や費用対効果等を勘案したなかで事業を選択するなど、一層財政の健全化に配慮されるよう要望する。

平成22年度函館市地方卸売市場事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成22年度函館市風力発電事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成22年度函館市水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成22年度函館市温泉事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	18.4	20

(2) 個別意見

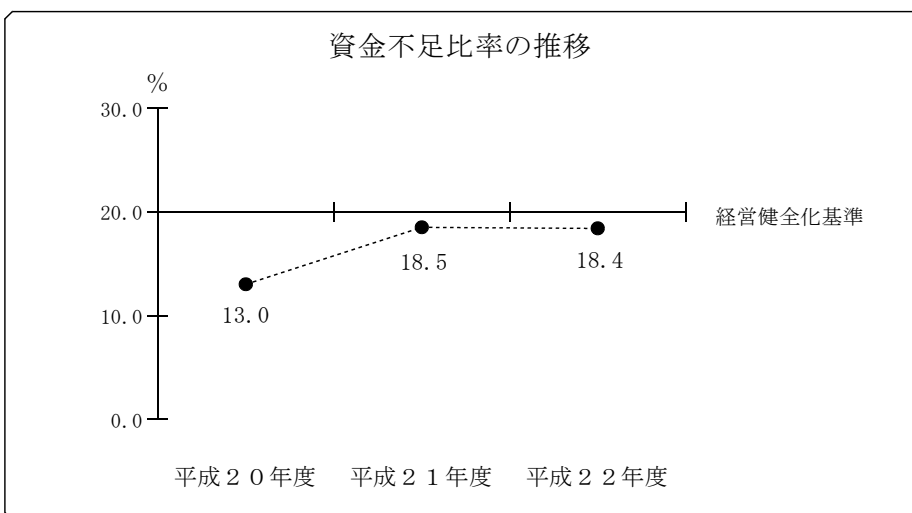
当年度においては、資金不足比率は18.4%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

なお、前年度に比較すると、営業費用の減少などにより下記表のとおり0.1ポイント改善している。

今後においては、温泉事業の経営健全化対策に基づき、資金不足比率の改善を図られるよう要望する。

○ 資金不足比率の推移

区 分	平成 2 2 年度		平成 2 1 年度		平成 2 0 年度
		対前年度比較		対前年度比較	
資金不足比率	18.4 %	△0.1 ポイント	18.5 %	5.5 ポイント	13.0 %



平成22年度函館市公共下水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成22年度函館市交通事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

なお、資金不足比率の算定に際しては、解消可能資金不足額がある場合には、その額を資金不足額（不良債務）から控除するため、平成22年度の交通事業会計においては、前年度に引き続き資金不足額より解消可能資金不足額が大きいため、資金不足比率は発生しなかったものである。

平成22年度函館市病院事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月15日から平成23年8月19日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	7.1	20

(2) 個別意見

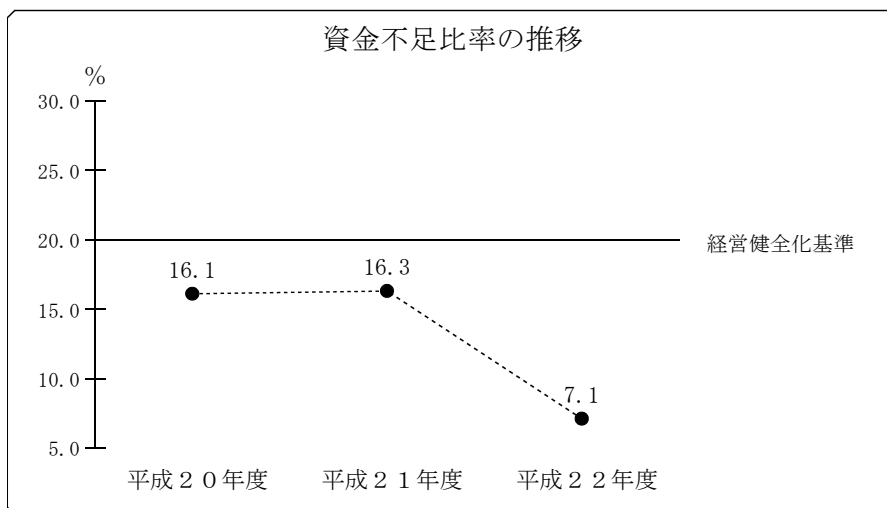
当年度においては、資金不足比率は7.1%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

なお、前年度に比較すると、医業収益の増加および医業費用の減少などにより下記表のとおり9.2ポイント改善している。

今後においても、なお厳しい経営環境が続くと思料されることから、函館市病院事業改革プランに基づき、資金不足比率の改善を図られるよう要望する。

○ 資金不足比率の推移

区 分	平成 2 2 年度		平成 2 1 年度		平成 2 0 年度
		対前年度比較		対前年度比較	
資金不足比率	7.1 %	ポイント △9.2	16.3 %	ポイント 0.2	16.1 %



健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

目 次

[資料編]	ページ
1 健全化判断比率	1
① 実質赤字比率	1
② 連結実質赤字比率	2
③ 実質公債費比率	4
④ 将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
3 健全化判断比率の状況（平成21年度決算）	9
① 中核市の状況	9
② 道内主要都市8市の状況	10
4 資金不足比率の状況（平成21年度決算）	11
① 中核市の状況	11
② 道内主要都市8市の状況	12
5 審査資料の用語説明	13

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、赤字の解消に長期間を要することとなり、深刻な事態となることから、より多くの歳入増加策や歳出削減策を講じる必要がある。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス1.35%となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

【平成22年度】

$$\frac{A : \triangle 992,734 \text{千円}}{B : 73,083,194 \text{千円}} = \triangle 1.35\% \text{ (黒字)}$$

Aの内訳

(単位：千円)

会計名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	126,840,873	125,731,465	174,944	△934,464
港湾事業特別会計	3,780,309	3,755,169	0	△25,140
奨学資金特別会計	55,865	48,559	0	△7,306
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	160,341	122,117	12,400	△25,824
計	130,837,388	129,657,310	187,344	△992,734

(注) 実質赤字額欄の△表示は、実質収支が黒字であることを示している。

Bの内訳

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	32,464,040
普通交付税	34,798,454
臨時財政対策債発行可能額	5,820,700
計	73,083,194

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、赤字が多額となっている会計が存在する場合、全体の見地からみても大きな問題となっていることを示している。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、不良債務額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

この連結の赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにし、早期に解消することが必要である。

また、この比率が高くなるほど、その解消期間も長期にわたるおそれがある。

当年度の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス3.50%となっており、連結実質赤字比率は発生していない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

【平成22年度】

$$\frac{C : \Delta 2,561,093 \text{千円}}{B : 73,083,194 \text{千円}} = \Delta 3.50\%$$

Cの内訳

(単位：千円)

一般会計・特別会計 (イ・ハ)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	126,840,873	125,731,465	174,944	△934,464
港湾事業特別会計	3,780,309	3,755,169	0	△25,140
奨学資金特別会計	55,865	48,559	0	△7,306
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	160,341	122,117	12,400	△25,824
小計	130,837,388	129,657,310	187,344	△992,734
国民健康保険事業特別会計	33,663,238	33,784,391		121,153
自転車競走事業特別会計	21,352,474	21,932,418		579,944
老人保健医療事業特別会計	22,593	12,542		△10,051
介護保険事業特別会計	20,596,952	20,172,173		△424,779
後期高齢者医療事業特別会計	3,535,255	3,458,307		△76,948
計 ①	210,007,900	209,017,141	187,344	△803,415

企業会計（法適・法非適） (ロ・ニ)	流動負債または 歳出額 a	算入地方債 b	流動資産または 歳入額 c	解消可能資金 不足額 d	資金不足額 e = a + b - c - d
地方卸売市場事業特別会計	451,416		451,444		△28
風力発電事業特別会計	17,069		17,732		△663
水道事業会計	275,645		2,158,099		△1,882,454
温泉事業会計	72,025		26,561		45,464
公共下水道事業会計	377,687		1,439,758		△1,062,071
交通事業会計	1,084,878		105,384	2,203,933	—
病院事業会計	4,271,535	2,926,100	3,129,461	2,926,100	1,142,074
計 ②	6,550,255	2,926,100	7,328,439	5,130,033	△1,757,678

合計 ①+②	△2,561,093
--------	------------

- (注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高である。
2 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなった。
3 病院事業会計においては、算入地方債は総務大臣が指定する公立病院特例債であり、解消可能資金不足額に算入される。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の合計額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落するおそれが高まる。

当年度の実質公債費比率は8.2%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の 3 か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ： 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額（本市は該当なし）

ロ： 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの（下水道事業の雨水分元利償還金など）

ハ： 組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（はこだて未来大学の校舎分元利償還金など）

ニ： 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（臨空工業団地購入費など）

ホ： 一時借入金の利子

F = 特定財源（地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

平成20年度単年度	平成21年度単年度	平成22年度単年度	3か年平均
9.5%	7.5%	7.8%	8.2%

【平成22年度単年度の実質公債費比率】

(単位：千円)

$$\frac{(D : 16,044,154 + E : 2,957,134) - (F : 2,972,386 + G : 11,220,152)}{B : 73,083,194 - G : 11,220,152} = 7.8\%$$

Eの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	0	
ロ	2,596,436	水道事業会計： 104,099 温泉事業会計： 0 公共下水道事業会計： 1,033,791 交通事業会計： 68,794 病院事業会計： 1,323,602 地方卸売市場事業特別会計 66,150
ハ	122,874	広域連合負担金（公債費元利償還相当分） 122,874
ニ	236,734	土地購入分（第2次臨空工業団地ほか）： 227,857 物品購入費（車両割賦購入費）： 7,505 その他（利子補給費）： 1,372
ホ	1,090	一時借入金の利子 1,090
合計	2,957,134	= E

Fの内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入	121,192
住宅使用料	295,496
都市計画税	2,555,698
合 計	2,972,386

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する懸念が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばならないことから、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じるおそれが高まる。

当年度の将来負担比率は109.6%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト： 連結実質赤字額

チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B＝標準財政規模

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成22年度】

(単位：千円)

$$\frac{H : 223,525,272 - (I : 8,883,597 + J : 22,976,892 + K : 123,818,837)}{B : 73,083,194 - G : 11,220,152} = 109.6\%$$

Hの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳	
イ	156,074,094	一般会計等の地方債現在高	156,074,094
ロ	2,327,903	国営土地改良事業に係るもの：	15,191
		依頼土地の買い戻しに係るもの：	571,067
		社会福祉施設等整備費補助金ほか：	1,582,806
		その他（渡島廃棄物処理広域連合負担金）：	158,839
ハ	34,592,124	水道事業会計：	1,112,891
		温泉事業会計：	404
		公共下水道事業会計：	15,202,649
		交通事業会計：	372,013
		病院事業会計：	17,392,421
		地方卸売市場事業特別会計	511,746
ニ	4,830,802	函館圏公立大学広域連合分	4,830,802
ホ	22,849,375	退職手当支給予定額	22,849,375
ヘ	2,850,974	土地開発公社：	2,849,999
		制度融資に係る損失補償：	975
ト	0	連結実質赤字額	0
チ	0	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
合計	223,525,272	= H	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、経営を改善する必要がある。

当年度の資金不足比率は下記のとおりであり、温泉事業は18.4%および病院事業は7.1%で経営健全化基準の20%を下回っており、他の会計については発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L＝資金の不足額：

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

M＝事業の規模：

事業規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業規模（法非適用企業）＝営業収益の額に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

【各会計の資金不足比率】

（単位：千円）

企業会計(法適・法非適)	流動負債 または歳出額 a	算入地方債 b	流動資産 または歳入額 c	解消可能 資金不足額 d	資金不足額 L = a + b - c - d	事業規模 (営業収益) M	資金不足 比率 L / M
地方卸売市場事業特別会計	451,416		451,444		△28	208,201	—
風力発電事業特別会計	17,069		17,732		△663	16,241	—
水道事業会計	275,645		2,158,099		△1,882,454	4,450,563	—
温泉事業会計	72,025		26,561		45,464	246,598	18.4%
公共下水道事業会計	377,687		1,439,758		△1,062,071	5,986,214	—
交通事業会計	1,084,878		105,384	2,203,933	—	980,701	—
病院事業会計	4,271,535	2,926,100	3,129,461	2,926,100	1,142,074	15,964,734	7.1%

(注) 1 資金不足額欄の△表示は、資金剰余であることを示している。

2 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高である。

3 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなった。

4 病院事業会計においては、算入地方債は総務大臣が指定する公立病院特例債であり、解消可能資金不足額に算入に算入される。

3 健全化判断比率の状況（平成21年度決算）

① 中核市の状況

（単位：％）

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	① 実質赤字比率 （早期健全化基準） （11.25%）		② 連結実質赤字比率 （早期健全化基準） （16.25%）		③ 実質公債費比率 （早期健全化基準） （25%）		④ 将来負担比率 （早期健全化基準） （350%）	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	-	-	2	0.41	27	9.0	9	130.1
旭 川 市	-	-	-	-	20	11.4	11	129.4
青 森 市	-	-	-	-	4	13.8	6	160.8
盛 岡 市	-	-	-	-	5	13.3	12	129.2
秋 田 市	-	-	-	-	2	14.1	10	129.9
郡 山 市	-	-	-	-	24	10.1	34	40.7
い わ き 市	-	-	-	-	16	12.0	19	106.1
宇 都 宮 市	-	-	-	-	25	9.2	37	27.3
前 橋 市	-	-	-	-	8	13.1	13	119.7
川 越 市	-	-	-	-	28	8.9	22	98.7
船 橋 市	-	-	-	-	39	2.6	-	-
柏 市	-	-	-	-	19	11.5	18	110.3
横 須 賀 市	-	-	-	-	35	5.2	29	73.8
相 模 原 市	-	-	-	-	37	4.7	36	36.6
富 山 市	-	-	-	-	10	12.9	3	195.6
金 沢 市	-	-	-	-	26	9.1	17	110.4
長 野 市	-	-	-	-	12	12.5	31	55.3
岐 阜 市	-	-	-	-	33	7.3	35	37.1
豊 橋 市	-	-	-	-	28	8.9	27	88.0
岡 崎 市	-	-	-	-	38	3.4	-	-
豊 田 市	-	-	-	-	41	0.4	-	-
大 津 市	-	-	-	-	14	12.3	23	98.1
高 槻 市	-	-	-	-	40	0.7	-	-
東 大 阪 市	-	-	-	-	31	8.6	28	82.7
姫 路 市	-	-	-	-	21	10.9	21	103.7
尼 崎 市	-	-	-	-	23	10.5	4	192.0
西 宮 市	-	-	-	-	18	11.8	25	91.8
奈 良 市	-	-	-	-	3	13.9	2	213.9
和 歌 山 市	-	-	-	-	15	12.2	5	169.6
倉 敷 市	-	-	-	-	12	12.5	24	93.7
福 山 市	-	-	-	-	32	8.5	30	68.2
下 関 市	-	-	-	-	22	10.8	15	115.7
高 松 市	-	-	-	-	5	13.3	16	115.3
松 山 市	-	-	-	-	28	8.9	26	90.1
高 知 市	-	-	1	3.26	1	19.2	1	257.7
久 留 米 市	-	-	-	-	36	5.1	32	50.2
長 崎 市	-	-	-	-	5	13.3	20	105.3
熊 本 市	-	-	-	-	9	13.0	7	140.5
大 分 市	-	-	-	-	16	12.0	14	119.5
宮 崎 市	-	-	-	-	11	12.6	8	139.0
鹿 児 島 市	-	-	-	-	34	7.2	33	42.9
平均 値		-		1.84		10.0		110.0
都 道 府 県 の 平均 値						13.0		229.2
市 町 村 の 平均 値						11.2		92.8

（注）1 順位については、比率の数値が高い順（ワースト順）に記載している。

2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。

3 平均値については、単純平均を算出している。

② 道内主要都市8市の状況

(単位：%)

区 分	健全化判断比率							
	① 実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25~12.21%)		② 連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25~17.21%)		③ 実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		④ 将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	—	—	2	0.41	8	9.0	3	130.1
旭 川 市	—	—	—	—	5	11.4	4	129.4
小 樽 市	—	—	—	—	1	15.5	7	118.8
室 蘭 市	—	—	—	—	7	9.6	2	133.1
釧 路 市	—	—	1	4.29	3	13.5	1	199.5
帯 広 市	—	—	—	—	4	12.1	8	117.9
北 見 市	—	—	—	—	2	14.8	5	128.3
苫 小 牧 市	—	—	—	—	6	11.2	6	122.0
平 均 値	—	—		2.35		12.1		134.9

(注) 1 順位については、比率の数値が高い順（ワースト順）に記載している。

2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

3 平均値については、単純平均を算出している。

4 資金不足比率の状況（平成21年度決算）

① 中核市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	温泉事業会計	50,919	18.5
	病院事業会計	2,455,958	16.3
青 森 市	自動車運送事業会計	388,775	17.8
尼 崎 市	自動車運送事業会計	1,884,410	5.9
西 宮 市	中央病院事業会計	298,973	7.0
奈 良 市	宅地造成事業費特別会計	1,139,445	34.5
	針テラス事業特別会計	167,440	334.8
和 歌 山 市	下水道事業特別会計	185,873	3.1
	土地造成事業特別会計	1,208,505	6.1
下 関 市	臨海土地造成事業特別会計	782,037	15.3
高 知 市	国民宿舎運営事業特別会計	793,397	240.2
熊 本 市	交通事業会計	4,925,386	202.1
鹿 児 島 市	交通事業特別会計	426,645	12.2

- (注) 1 資金不足比率については、資金不足額が発生している公営企業会計のみ記載している。
 2 針テラス事業特別会計は、奈良市針町に所在する大和高原名阪国道針インターの「道の駅・針テラス」の運営事業である。

② 道内主要都市8市の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	温泉事業会計	50,919	18.5
	病院事業会計	2,455,958	16.3
旭 川 市	—	—	—
小 樽 市	病院事業会計	1,018,124	13.3
室 蘭 市	病院事業会計	727,707	8.0
釧 路 市	病院事業会計	1,423,593	9.8
	公設地方卸売市場事業会計	215,779	354.6
	市設魚揚場事業会計	2,634,431	3,320.5
帯 広 市	—	—	—
北 見 市	下水道事業会計	132,101	4.2
苫 小 牧 市	自動車運送事業会計	229,189	25.9
	市立病院事業会計	886,420	10.7
	土地造成事業会計	470,195	2.8
	沼ノ端鉄北土地区画整理事業会計	718,189	11.1

※ 資金不足比率については、資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

参考 道内主要都市8市の病院事業会計の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	病院事業会計	2,455,958	16.3
小 樽 市	病院事業会計	1,018,124	13.3
室 蘭 市	病院事業会計	727,707	8.0
釧 路 市	病院事業会計	1,423,593	9.8
苫 小 牧 市	市立病院事業会計	886,420	10.7
平 均 値		1,302,360	11.6

※ 旭川市、帯広市、北見市は該当なし

5 審査資料の用語説明

用語	説明	備考
普通会計	地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。	
標準財政規模	基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。 なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。 また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。	実質赤字 比率関連
標準税収入額	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の額をいう。	
臨時財政対策債発行可能額	地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。	
解消可能資金不足額	路面交通事業を営む軌道事業などの経営にあたっては、多額の資本投入を必要とすることから、資金不足を一定期間生じる場合が多く見受けられる。 しかしながら、減価償却費を除いた経常損益で利益が生じている場合、長期的にはその利益をもってその資金不足を解消することが可能と見込まれている。 解消可能資金不足額は、これらの考え方にに基づき、資金不足額に含まれている解消可能資金不足額を当該事業における施設等の残存耐用年数相当期間内に計画的に解消可能な額を客観的に算定した額をいう。	連結実質 赤字比率 関連
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。	実質公債 費比率 関連